

**第54期（令和6年度）熊本地方最低賃金審議会
第4回 熊本県最低賃金専門部会議事録**

- 1 日 時 令和6年8月1日（木） 10時00分～12時00分
2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1）金額審議について
（2）その他

5 議事内容

指導官

定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第4回 熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の確認です。本日の委員の御出席は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名で、委員総数9名中9名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の、定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

続きまして、公開についてです。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項により、本専門部会は原則として公開することとなっております。

本日は、一般の方から1名の方の傍聴、報道機関から2社の傍聴および取材の申込がっておりますので御報告いたします。

それでは、以後の議事につきましては、倉田部会長に進行をお願いいたしますと存じます。

部会長よろしく願いいたします。

部会長

皆様おはようございます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

前回ですね、第1回目の金額提示をいただきまして、今年度は差額がかなり離れている状況にあるのかなという印象があるところがございます。ただ、それも理屈がないところではなく、労使それぞれのお考えのもとに御提示をいただいた金額であると思えます。

本日は、そのような理解の相違をできるだけ埋めるべく、さらに審議を続けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

指導官 それでは申し訳ございませんが、撮影および録音はここまでとさせていただきます。

部会長 それでは議事に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

室長 本日は、前回の審議を受けて資料1 - 1から資料4 - 4まで準備しております。これについては後ほど説明いたします。

また、労働者代表委員の御依頼により、資料5 - 1と資料5 - 2を準備しております。最低賃金に関する基礎調査結果で、現行の最低賃金を63円、64円、65円、66円、67円と上げた場合の未満率及び影響率について追加で記載しております。

資料の件ではないのですが、今回から公益代表委員との個別確認を行っていただきやすいよう、向かい合った位置に机を設けておりますので、労働者代表委員、使用者代表委員におかれましては、その際は御移動願ひます。

それでは、労働基準部長から資料の説明をいたします。

基準部長 私のほうからは資料1から4についての説明をさせていただきます。

まずは資料の1でございますが、前回の御審議で、熊本県の経済状況等の調査の話がございましたので確認をしましたが、公的なものとしましては九州財務局の法人企業景気予測調査、日銀熊本支店の県内企業短期経済観測調査結果、こちらは前回の部会でも御教示ありましたが改めて資料としてお付けしております。それと資料1 - 4として同じく日銀熊本支店の熊本県の金融経済概観というものがございましたので御用意しております。

まず1 - 1の法人企業景気予測調査ですけれども、直近のデータが令和6年4月～6月期の調査でございます。資料を2枚めくっていただいて3ページ目でございますが、景況判断でございます、現状判断は「上昇」超ということで景気判断B S Iの表のところを御覧いただきたいと思います。6年4月から6月現状判断としましては全産業では2.3ポイントプラス、業種別、製造業2.5ポイント増、非製造業2.4ポイント増となっております。企業別では、大企業3.7ポイント増、中堅企業では10.7ポイント増でございますが、中小企業では1.5となっております。見通しにつきましては7月～9月はプラス、10月～12月もプラスポイントとなっておりますが、大企業は10月～12月については0.0ということになってございます。

続いて5ページ目ですが、売上高と経常利益でございます。

売上高につきましては、規模別にみますと中小企業のところにつきましては11.6となっておりますが、ほかのところではプラスという結果となっております。資料の1 - 1に関しましては以上でございます。

資料1 - 2ですが、これは同じく法人企業景気予測調査の時系列長期データの表でございますので御参考にしていただければと思います。

次に資料の1 - 3、日銀熊本支店の6月の短観でございます。1枚めくっていただきまして2ページ目ですが、6月の調査ですと全産業では「良い」から「悪い」を引いたものが29プラスということでございます。前回の変化幅からプラス9となっております。先行きにつきましては前回からマイナス7で22という状況でございます。

続きまして5ページ目ですが、売上・収益計画でございます。2024年の計画のところを御覧いただきたいと思いますが、経常利益のところですね、非製造業が11.1%となっておりますが、その他のところはプラスという結果となっております。参考として、下の売上・収益（上期・下期別）ですが、2024年上期よりも下期のほうがいい状況という結果となっております。続きまして資料1 - 4でございますが、日銀熊本支店の熊本県の金融経済概況ですが、7ページ目の生産ですが、鉱工業生産指数については一部に弱めの動きがみられるものの、高水準で推移しているという判断ということで記載されております。資料1の関係につきましては以上でございます。

続きまして資料2の関係ですが、半導体産業の話もございましたので、熊本県のホームページのほうから、熊本県のほうも一応確認しまして、熊本県の半導体推進ビジョンを県のほうで策定をされていらっしゃるということでございましたのでその資料をお付けしております。

資料2 - 1が概要、資料2 - 2がPR版の資料でございます。推進ビジョン自体50ページくらいありましたので、概要だけお付けしておりますが、その中の第二章の(2)の半導体工場誘致の波及効果というところが黒菱形の4つ目でございます。これにつきましては資料2 - 3を御覧いただきたいと思いますが、これは県が外国人材の早期受け入れというところで特区を申請されて認定を受けていらっしゃるが、その時に特区を受けるにあたって提出された資料でございます。その中の資料2 - 3の真ん中あたりの4つ目の丸ですが、経済波及効果として九州フィナンシャルグループが試算されているものをこの推進ビジョンの中にも記載がございますが、熊本県への経済波及効果は2022年からの10年間で約6兆9千億円ということで試算されているということでございます。

資料2 - 2の裏面でございますけれども、数値目標が推進ビジョンで設定されていまして、6つの目標がございます。半導体関連の生産額ですと2019年で8,290億円ですが2032年には19,315億円まで目標として設定されておまして、以下御覧の数値目標が設定されているところでございます。資料2の関係は以上でございます。

続きまして資料3の関係でございますけれども、前回価格転嫁のお話がございますので、改めて資料としてお配りしております。資料3 - 1、3 - 2につきましては中央最低賃金審議会の目安小委員会で配布された資料の一部で皆様にもお配りしておりますが、改めて、今回抜粋してお配りいたしました。資料3 - 1については、中小企業庁、公正取引委員会が策定された労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針ということで、価格転嫁ガイドラインと呼ばれていますが、昨年度11月29日に策定をされております。いろんな項目がございますけれども、根拠とする資料を用いて交渉をするという中では、下のほうの の行動ということで、発注者との価格交渉にお

いて使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いて交渉するというのも、このガイドラインの中に記載をされているところでございます。

このガイドラインができましたので、今まさに、中小企業庁、公正取引委員会はこのガイドラインの周知啓発に精力的に取り組まれているところでございますけれども、その辺の状況がどうなのかというところが43ページ以降で中小企業庁がフォローアップ調査をされてございます。直近ですと2024年3月の調査でございます。調査結果について簡単に御説明しますと、44ページ目でございますけれども、発注企業から交渉申し入れがあって、価格交渉を行われた割合につきましては、昨年9月のからさらに増加して、14.3%が18.4%となっております。価格交渉が行われた割合も58.5%から59.4%ということで、微増ですけれども増加しているところでございます。

まとめとしましては、発注企業のほうから交渉の申し入れも浸透し始めて、価格交渉できる雰囲気は更に醸成されつつあるとなっております。ただ一方で、価格交渉を希望したが交渉が行われなかった割合も増加しているところで7.8%から10.3%に増加しており、2極化が生じており引き続き機運醸成が必要ということでこの資料はまとめられています。

続きまして46ページを御覧いただきたいのですが、コスト全般の話ですと、転嫁率は微増ですけれども46.1%となっております。このうち、全額転嫁できた割合については、3ポイント増加、一部でも価格転嫁できた割合も増加となっております。ただ一方で、1割から3割しか転嫁できなかった割合につきましても4ポイント増加となっております。価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、できたとできないの2極化の兆しもあるということで価格転嫁の徹底が重要だというようにまとめられています。

その下の47ページはコスト要素別でございます。労務費、エネルギーの転嫁率はですね、原材料費と比較して転嫁の割合事態は、原材料費が47.4%で、労務費が40%、エネルギー費が40.4%ということで、原材料費の価格転嫁のほうが高いということですが、労務費、エネルギー費もですね、その差は縮小になってございます。それと割合のところの要素別のところなんですけど、浦田委員のほうから御提出のありました、商工会連合会さんの調査の、割合のコスト別のところもございましたが、この調査を見ますと、商工会連合会さんが行われた調査と割合的には同じようになるかと思いますが、ただ、できていない割合については商工会連合会さんの調査のほう少し多くなっているのではないかという状況かと思えます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども53ページ目でございます。今回初の調査ということで労務費についての価格交渉の状況がまとめられています。これはガイドラインが昨年11月に策定されていますので、今回初の調査ということなのですが、労務費の価格の交渉も行われたというところが68.9%という結果が出ますので、まあ労務費についての価格交渉も一定程度行われているという結果となっております。

続きまして、54ページについてはですね代金減額の事例とか、55ページでは好事例が載せられております。最後に今後の価格転嫁の取組対策が載りますけれども、8月上旬に、価格転嫁の取り組みをされていない、発注企業の

社名のリストが公表されるようでございます。それについて、所管の大臣から経営者トップへの指導・助言がなされること、それから9月は価格交渉促進月間となっておりますので、そこで更に呼びかけをしていくということになっております。それからパートナーシップ構築宣言でございますが、そちらについては資料3-2の資料でございます。これは経済産業省が中心で実施されているものでございますけども、大企業と中小企業が共に共存共栄を図るということで、パートナーシップの構築宣言をされるのですが、6月10日時点で48,145社が宣言されているということで、そのうち大企業が2,371社となっているところでございます。この宣言のところなんですが、上から5行目の で宣言の公表は賃上げ促進税制の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっているということでございます。

続きましては資料3-3でございます。労働者側委員のほうから価格転嫁の協定書の話がございましたので、今回、協定書をお付けしております。昨年12月19日に県が主導で、県と国の地方支分部局や労使団体等との間で、この価格転嫁の円滑化に関する協定書が締結されているところでございます。

最後に資料4でございますが、こちら労働者側委員のほうからお話ございました熊本県の公契約条例の概要を載せてございます。資料の4-1が概要で、資料4-2が実際の公契約条例でございます。基本理念として資料4-1の3条で4点、 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除、 総合的に優れた内容の契約締結、 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興、その中で県内企業の受注の機会確保などが記載されております。そして として事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案というところが3条で基本理念として謳われているところでございます。資料4-2が実際のものでございますが令和4年10月12日に公布されまして、裏面ですが、この条例が令和5年4月1日から施行されているところでございます。

この条例の7条で取組を定めるとされていまして、これに基づいて、具体的に資料4-3と資料4-4が取組方針が定められておりますが、この説明に関しましては割愛させていただきたいと思っております。

資料の説明につきましては以上でございます。

部会長

ありがとうございます。事務局にはですね、詳細な資料を頂戴いたしましてありがとうございます。引き続きこれらのデータに基づきまして、エビデンスができる限りある議論を進めてまいりたいと思っております。

それでは審議のほうに入ってまいりたいと思っております。まずは議題「(1) 金額審議について」でございます。前回の専門部会の議論を少し振り返らせていただくとともに、前回の議論にかかる労使の御主張に関しまして今後の審議の内容を含め、私のほうからお願いを2点ほどさせていただきたいと思っております。

まず前回の審議の振り返りでございますが、労働者側は1回目の金額提示、1,050円ということで、現行より152円引上げで率としては16.93%、根拠といたしましては憲法での最低限度の生活、人たるに値する生活を営むために必要な条件ですね、食料ですとか住居費、家事用品費などを積算いたしまし

て具体的な金額を調査し算出した額ということでございました。法令の3要素というものにつきましては加味しなければならないということは十分承知しているが、労働者、すなわち生活者としては特に生計費に着目したいという御主張でございました。

一方使用者側でございますが、企業の経営状況等の指標に基づきますと、必ずしも将来的に楽観できる状況ではないデータというのが示されているということと、やはり、企業間での2極化というものを十分勘案すべきではないかということでございます。今回、中央最低賃金審議会の目安が50円ということですが、使用者側といたしましては根拠に基づく数字というのを考えたいんだと、それで第4表の だと3.1%で28円、それくらいからのスタートをお考えになったようですが、中央最低賃金審議会で示された中で、頻繁に購入する品目の物価上昇率というのがあったと、こういうものも加味した上で現行プラス32円、930円を最初の御提示とするというお話でございました。

ですから、第1回目の金額提示といたしましては差額が120円開いているという状況でございます。これを前提といたしまして、少し前回の議論の振り返りということで、私のほうから2点ほどお願いをさせていただきたいと思っております。まず1点目でございますが、前回の議論の中で労使ともにでございますが、中長期的な目標から逆算した今年度の賃金額、あるいは官製賃上げが続くかもしれないことへの不安に基づく賃金額のあり方、というような御議論が少し見られたところでございます。この点は非常にお気持ちとしては理解はできるんですが、あくまでもこの最低賃金というのは単年度毎に審議会の議論によって決まるものでございます。皆さんはよく御存知のように、コロナや震災等からもお分かりのように、災害等がいつ起こるかも分からない以上、今後の社会状況やこれに伴う今後の賃金状況というのは、正確に当然のことながら予測するのは困難でございます。また、今年度の審議会委員でこの先3年後5年後にも同じように最低賃金水準を議論できるわけではございませんので、将来的な賃金水準につきましては私どもの力の及ぶ範囲ではございません。ですからこのような観点からすると、やはり現時点で考えられる将来の賃金水準というものを念頭に、今年の水準はそこから逆算してどう考えるかというのは理論的には妥当性に欠けると思っておりますので、そこは今後の審議の中では勘案をいただきたい点でございます。

それから2点目といたしまして、今までの労使の御議論の中で出てまいりました抽象的な労働者像や事業者像ですね、贅沢をするわけではないが生活がギリギリのワーキングプアとか、最低賃金の引上げによって事業継続のコストが上がり、経営困難に陥るかもしれない事業者というように、実際にあり得るかもしれないがしかし、具体的に特定できるような人物像や企業像とは必ずしも言い難く、また、事業者全体、労働者全体から導かれる普遍的な労働者像とか事業者像とは必ずしも直接的には相容れな觀念上の想定というものに固執される議論というのは、結果として労使間での議論の空転化につながる可能性が高く、望ましくないものというふうに考えます。ですから、この点につきましても御配慮をいただければと思います。

それでは、以上2点をお願いした上で、具体的な今日の審議に入ってまいりたいと思いますが、今の振り返りも含めまして、まず皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員全員

(意見質問等なし)

部会長

ありがとうございます。それではこれからですね、私ども公益による、労働者側、使用者側、それぞれのお考えにつきまして、個別確認の時間を取らせていただきたいと思います。率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、ここからは非公開とさせていただきますので、大変恐れ入りますが、傍聴の皆様は一旦御退出をお願いいたします。

それでは事務局は御案内をお願いいたします。

(傍聴人退室)

部会長

ありがとうございます。

それでは、本日はまず使用者側のほうからの個別の意思確認をさせていただきたいと思います。労働者側の皆様一旦御退出をお願いいたします。

(個別意思確認開始)

(個別意思確認終了)

(傍聴人入室)

部会長

それでは皆様にお戻りいただきましたので、全体の審議に戻らせていただきます。

今、個別の意思確認をさせていただきまして、労働者側、使用者側それぞれ第1回目から調整された金額というのをお互いにお伝えをしてあるところでございます。終了予定時間まであまり時間がありませんが、1回目と2回目の金額を聞いた前提で2回目の金額提示に関しまして労使間の質疑応答の時間を、時間の限りではありますが持たせていただければと思います。

労働者側、使用者側お互いの金額提示に関しまして御意見御質問等あればお願いいたします。

西委員

はい。

部会長

それでは西委員お願いいたします。

西委員

私からひとつお考えといたしますか、今年の賃上げ率が出ておりますけれども、使用者側の委員の皆様は、今年の賃上げ率についてはどのようにお考えなのかというのを聞かせていただきたいと思います。

岩永委員　　ではまず私から、経団連のほうから出ています大企業の 5.7%くらいとか、その辺の数字を見るとかなり業績が良かったんだろうなと、ですから当然のその辺の水準は当たり前だったのかなという気はしております。片や小さい企業ですね、例えば日商さんが調べられている中小企業のものでいくと 3.62%、それからもうひとつ、もっと規模の小さいところでいくと 2.数%とか政府統計で出ていたようですけども、初回も申し上げましたけれどもとにかく 2 極化がすごいんだなというふうな、すごく厳しい状況にあるんだなと、良いところは良い、悪いところは悪い、だからない袖は振れないから 2.何%で我慢してねと、そういう形に結果的になっているのかなと。これが一律で 4%とか 5%とか、皆さんが上げられれば良かったんでしょうけれども、なかなかそういうふうにいけない企業があったと、本当はもっと出したいんだけど出せないという結果だったのかなというふうな認識を持っています。私からは以上です。

部会長　　よろしいですか。

西委員　　お二人も大体同じということですか。

(浦田委員、原山委員、同意)

西委員　　ありがとうございます。

部会長　　2 回目の金額に関しまして他はいかがでしょうか。使用者側からは労働者側に対して御質問等はございませんか。
労働者側もあとはよろしいですか。

齊藤委員　　ひとつだけ。

部会長　　では齊藤委員お願いいたします。

齊藤委員　　御質問です。各ハローワークの求人賃金という資料が配られていると思いますがけれども、私のほうで申し上げた基本的見解でも 12 ページにハローワークの賃金のほうを載せていたんですけども、求人賃金で、下限で基本的見解の時は 1,050 円だったんです。それで、この賃金で応募をかけてもなかなか来ないと、上限で 1,180 円なので、今議論させていただいています最低賃金ですね、これがここにも及ばないという状況で生活に困っている方とか、いろいろいらっしゃるとは思うんですけども、この数字にも届かない今の現状をどうお思いでしょうか。以上です。

部会長　　実質賃金水準をどうお考えですかという御質問かと思いますが、使用者側からこの御質問に対して現時点でコメントが可能であればいかがでしょうか。

原山委員

はい、ハローワークの求人賃金がこの表のとおりということですが、人が来ないということで、上げられる企業さんについてはもっと上げてもらって、より高いレベルで雇用されるということに関しては全然異論はありませんし、是非そういう方向にいけばいいと思いますけれども、現実問題としてほぼ最低賃金でしか雇えない企業さんがいらっしゃるのも事実であって、そういった企業さんのところを踏まえたうえで、我々はどのような賃金にしたらいいいのかというのを考えているわけでありまして。上げられるところは是非上げてもらってなるべく高い賃金になればなとは思っています。

以上です。

部会長

よろしいですか。それではですね、一応2回目の金額提示につきましてはそれぞれ質疑をいただきました。今日につきましてはこれ以上の時間的な余裕もございませんし、新しい議論というのは難しい状況にあるかと思われまので、本日の審議につきましてはここまでとさせていただきます。

一応、最初の予定でいきますと次回8月5日の審議が結審の予定ということになっておりますが、それにはまだかなりですね、お互いの歩み寄りというのが必要な金額の開きになってございます。労使の皆様には更にですねもう一歩進んだお考えをいただきまして、歩み寄りについての方向性を御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは次回の審議日程につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

室長

次回の日程につきましては、8月5日に第5回専門部会を合同庁舎A棟10階大会議室で9時30分から開催を予定しております。

次回で結審となりますと、第11回本審を15時00分からこの会場で開催することとなります。よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございます。以上で予定されておりました議題はすべて終了しましたが、他に何か皆様から御連絡等ございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の専門部会の審議を終了させていただきます。皆様お疲れさまでした。次回もよろしく願いいたします。